

第四十八回
国会

参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号

昭和四十年二月九日(火曜日)

午後一時二十分開会

委員の異動

二月四日

辞任

基 政七君

補欠選任

田上 松衛君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

白木義一郎君

後藤 義隆君

松本 賢一君

石原幹市郎君

小柳 牧衛君

郡 祐一君

斎藤 昇君

岡田 宗司君

小西井義男君

鈴木 壽君

田上 松衛君

國務大臣

自治 大臣

吉武 恵市君

政府委員

自治省選挙局長

長野 士郎君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(白木義一郎君) だいたいから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について報告いたします。去る四日、基政七君が委員を辞任され、その補欠として田上松衛君が選任されました。

○委員長(白木義一郎君) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。吉武自治大臣。

○國務大臣(吉武恵市君) ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この改正法案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で、地方公共団体に交付するものの現行の基準が、実態に即さないものとなりましたので、今回これに所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、前の通常国会におきまして、公職選挙法の一部に所要の改正が加えられ、また、最近における公務員の給与の改定、賃金の変動及び選挙事務執行の実情等にかんがみ、執行経費の基準を改定し、もって国会議員の選挙等の執行に遺憾のないようにしたいと存するものであります。

次に、この法律案による改正の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、最近における公務員の給与改定に伴い、超過勤務手当の積算単価を実情に即するよう引き上げ、投票所経費、開票所経費等の基準額を改定しようとするものであります。

第二は、最近における賃金の変動及び選挙事務執行の実情にかんがみ、人夫賃、嘱託手当及び運搬費の単価を引き上げ、投票所経費、開票所経費等の基準額を改定しようとするものであります。

第三は、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立ち会い人等の費用弁償額を、実情に即するよう引き上げようとするものであります。

第四は、先般の公職選挙法の改正により、ポスター掲示場の設置数が増加したことに伴い、この経費の額について、候補者数に応じて段階を設け、基準額の合理化をはかるようとするものであります。

第五は、従来、国が都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において要した経費を交付する場合、総額の五割相当額を削減して交付していたの

でありましたが、これを改め、その全額を交付しようとするものであります。

第六は、以上のほか、個人演説会立て札費及び不在者投票特別経費の額を、実情に即するよう引き上げようとするものであります。

以上が、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(白木義一郎君) 本案に対する質疑は、次回以降に行なうことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区	区市町村		区		市		町		村	
	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日	平日	土曜日又は休日
投票区	二、四三三、七五五	三、六五五	二、八五五	一、六五五	三、二五五	八、五五五	一、〇〇五	一、三三三		
選挙人数	五百人未満									

五千人以上	三、六九、九四一	二五、五〇	一二、九六六	一八、七九〇	二三、九六〇	九、三七七	一二、四七七	一五、二三
一千人未滿	一七、五二五、四六三	三二、〇五九	一六、一三三	三三、七八九	二八、七〇九	一一、一二七	一四、二二七	一六、九七七
二千人未滿	二〇、七二、二八、七六五	三五、九三八	一八、七九〇	二六、二七八	三一、九三八	一三、二七五	一六、九九五	二〇、三〇
三千人未滿	二五、二六七、三四、二七七	四二、一九七	二三、五二七	三〇、八四七	三八、二四七	一六、三五三	二〇、六九三	二四、五五〇
五千人未滿	三一、〇九四、八五一	五一、四二五	二七、四五一	三七、四三五	四六、三二五	一九、五二一	二四、四七一	二八、八七七
一万人未滿	四〇、〇九七、五三、五三七	六五、四九二	三五、〇二二	四七、四九二	五八、五九二	二四、八〇七	三一、〇〇七	三六、五二七
一万人以上	五五、九九七、四九、九一一	九二、四四五	四八、〇六一	六六、三六五	八二、六四五	三三、五四七	四二、八四七	五一、一二三
二万人未滿	七、四七九、八、三六七	二三、二七七	六三、二七七	八七、一七七	一〇九、三七七	四二、二八七	五四、六八七	六五、七七七
二万人以上								

第四条第二項の表を次のように改める。

投票日		投票日		投票日		投票日	
区選	投票日	区選	投票日	市選	投票日	町選	投票日
五千人以上未満	平日 六、五八二、九五三 円	土曜日 二六、七三四 円	日曜日 六、一〇三 円	土曜日 一一、〇九四 円	日曜日 一五、五三四 円	平日 三、〇三三 円	土曜日 五、五三二 円
五千人以上未満	平日 七、六七三、三九四 円	土曜日 一九、五三三 円	日曜日 七、二一九 円	土曜日 二二、九四三 円	日曜日 一八、一三三 円	平日 三、七九〇 円	土曜日 六、八六〇 円
二千人以上未満	平日 八、七八二、五九六 円	土曜日 三二、三三二 円	日曜日 八、二二六 円	土曜日 一四、七九二 円	日曜日 二〇、七二二 円	平日 三、七九〇 円	土曜日 六、八六〇 円
二千人以上未満	平日 九、八六四、七九二 円	土曜日 二五、一〇一 円	日曜日 九、一五三 円	土曜日 一六、六四二 円	日曜日 二三、三〇一 円	平日 四、五四八 円	土曜日 八、二六八 円
三千人以上未満	平日 一〇、九六〇、二九〇 円	土曜日 二七、八九〇 円	日曜日 一〇、一七〇 円	土曜日 一八、四九〇 円	日曜日 二五、八九〇 円	平日 五、三〇六 円	土曜日 九、四六六 円
五千人以上未満	平日 一三、一五三、三九〇 円	土曜日 三三、四六八 円	日曜日 一二、一〇四 円	土曜日 二三、一八九 円	日曜日 三一、〇六九 円	平日 六、〇六四 円	土曜日 一一、〇二四 円
一万人以上未満	平日 一六、四四〇、二八〇 円	土曜日 四一、八三三 円	日曜日 一五、二五五 円	土曜日 二七、七三五 円	日曜日 三八、八三五 円	平日 七、五〇〇 円	土曜日 一三、七八〇 円
一万人以上未満	平日 一六、四四〇、二八〇 円	土曜日 四一、八三三 円	日曜日 一五、二五五 円	土曜日 二七、七三五 円	日曜日 三八、八三五 円	平日 七、五〇〇 円	土曜日 一三、七八〇 円

第四條第三項中「四千四百五十円」を「五千五百三十九円」に、「四千五十円」を「五千四百四十円」に、「三千十七円」を「三千八百三十円」に改める。

第五條第一項の表を次のように改める。

二万人以上	三三、八〇五九、七〇八三、六七〇	三〇、五二〇	五五、四七〇	七七、六〇〇	一五、一六〇	二七、五六〇	三八、五八〇
二万人未滿	二四、一二四三、八三四六、三五八	二二、三七四	四〇、六七八	五六、九五八	一一、三七〇	二〇、六七〇	二八、九三五〇
一万五千人以上							

第五條第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数		区	市	町	村
一 千人 未 満	一六、二五七	一五、四七七	一一、三七九		
二 千 人 未 以 満 上	一八、七七一	一七、七一五	一二、四七五		
三 千 人 未 以 満 上	二六、〇〇九	二四、四二五	一六、五六五		
五 千 人 未 以 満 上	三三、六九七	三〇、二六一	二〇、六〇三		
一 万 人 未 以 満 上	四二、一八一	三八、七六七	二六、二四九		
一 万 五 千 人 未 以 満 上	五三、八四四	四九、一一三	三二、三八五		
二 万 五 千 人 未 以 満 上	六二、六五五	五六、六八五	三八、一二七		
三 万 人 未 以 満 上	七二、六〇七	六四、五〇九	四三、〇一一		
三 万 人 以 上	八九、一九三	七九、三四一	五三、〇四一		

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数		区		市		町		村	
一 千 人 未 満	八、七七〇 円			八、一四〇 円		四、二四三 円			
二 千 人 未 満	一〇、五二四			九、七六八		四、八四八			

第五条第三項の表を次のように改める。

開票日の選挙人数	区市町村	区				市				町				村			
		平日	土曜日	日曜日	は休日	平日	土曜日	日曜日	は休日	平日	土曜日	日曜日	は休日	平日	土曜日	日曜日	は休日
二千人未満		一五、七八六	一九、二九四	二四、五五六	二、二四〇	一四、六五二	一七、九〇八	二一、七九二	二、〇七二	一五、一五〇	一、三七五	一、〇四五	七、二七二	六六〇	四四〇	三九五	二、一八六
三千人未満		一五、七八六	一九、二九四	二四、五五六	二、二四〇	一四、六五二	一七、九〇八	二一、七九二	二、〇七二	一五、一五〇	一、三七五	一、〇四五	七、二七二	六六〇	四四〇	三九五	二、一八六
五千人未満		一五、七八六	一九、二九四	二四、五五六	二、二四〇	一四、六五二	一七、九〇八	二一、七九二	二、〇七二	一五、一五〇	一、三七五	一、〇四五	七、二七二	六六〇	四四〇	三九五	二、一八六
一万人未満		一五、七八六	一九、二九四	二四、五五六	二、二四〇	一四、六五二	一七、九〇八	二一、七九二	二、〇七二	一五、一五〇	一、三七五	一、〇四五	七、二七二	六六〇	四四〇	三九五	二、一八六
二万人未満		一五、七八六	一九、二九四	二四、五五六	二、二四〇	一四、六五二	一七、九〇八	二一、七九二	二、〇七二	一五、一五〇	一、三七五	一、〇四五	七、二七二	六六〇	四四〇	三九五	二、一八六
三万人以上		一五、七八六	一九、二九四	二四、五五六	二、二四〇	一四、六五二	一七、九〇八	二一、七九二	二、〇七二	一五、一五〇	一、三七五	一、〇四五	七、二七二	六六〇	四四〇	三九五	二、一八六

第五条第四項の表を次のように改める。

開票日の選挙人数	区市町村	区				市				町				村			
		平日	土曜日	日曜日	は休日	平日	土曜日	日曜日	は休日	平日	土曜日	日曜日	は休日	平日	土曜日	日曜日	は休日
一万人未満		二九、四八九	二七、三八〇	二〇、七二〇	一〇、四六九	一三、七七五	一四、八七七	一九、八三六	三、八五七	四、四〇八	六、六一二	八、二六五	一〇、四六九	一三、七七五	一四、八七七	一九、八三六	三、八五七
二万人未満		二九、四八九	二七、三八〇	二〇、七二〇	一〇、四六九	一三、七七五	一四、八七七	一九、八三六	三、八五七	四、四〇八	六、六一二	八、二六五	一〇、四六九	一三、七七五	一四、八七七	一九、八三六	三、八五七
三万人以上		二九、四八九	二七、三八〇	二〇、七二〇	一〇、四六九	一三、七七五	一四、八七七	一九、八三六	三、八五七	四、四〇八	六、六一二	八、二六五	一〇、四六九	一三、七七五	一四、八七七	一九、八三六	三、八五七

第六条第一項中「十万三千四百七十四円」を「十二万七百五十一円」に改め、同条第二項中「三十九万九千九百二十九円」を「四十三万八千六百六十円」に改める。

第六条第三項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会の名称	開かれる地	区				市				町				村			
		平日	土曜日	日曜日	は休日	平日	土曜日	日曜日	は休日	平日	土曜日	日曜日	は休日	平日	土曜日	日曜日	は休日
衆議院議員選挙会		三九、八四八	三九、〇七六	九三、九八〇	三九、八四八	三九、〇七六	九三、九八〇	三九、八四八	三九、〇七六	九三、九八〇	三九、八四八	三九、〇七六	九三、九八〇	三九、八四八	三九、〇七六	九三、九八〇	三九、八四八

第七条第一項の表を次のように改める。

参議院議員選挙
四 大都市 一五九、八三二円

衆議院議員選挙
五 区 七〇三、〇八五円
七二七、〇〇五円

衆議院議員選挙
六 市 三七四、九五四円
三九二、八九四円

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円
衆議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円
参議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円

七 町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円
衆議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円
参議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円

第十三条第三項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百万人未満	一百万人以上二百五十万人未満	二百五十万人以上
選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円
衆議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円
参議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百万人未満	一百万人以上二百五十万人未満	二百五十万人以上
選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円
衆議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円
参議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円

二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 認定出先機関
一五、六三二円

四 大都市 八七、六六五円
二、三、九〇九円

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
選挙	四、四三七円	七、三九五円	一四、七九〇円	二二、一八五円	二二、一八五円
衆議院議員選挙	四、四三七円	七、三九五円	一四、七九〇円	二二、一八五円	二二、一八五円
参議院議員選挙	四、四三七円	七、三九五円	一四、七九〇円	二二、一八五円	二二、一八五円

七 町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円
衆議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円
参議院議員選挙	一五、三三三円	一六、三三三円	二四、二五五円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円	三三、七九六円

第十三条の二中「不在者投票に要する経費」を「不在者投票(指定船舶における不在者投票を除く)に要する経費」に、「二十円」を「八十円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定船舶における不在者投票に要する経費の額は、不在者投票管理者が、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に封筒を送付するために要する郵便料金を要する。

第十四条第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
投票管理者	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円
投票管理員	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円
投票分会長	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円	一日につき一、二〇〇円
投票立会人	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円
開票立会人	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円
選挙立会人	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円	一日につき一、〇〇〇円

第十六条中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改める。

第十七条第一項中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改め、同条第二項中「二十一万五千五百一十一円」を「二十三万四千八百円」に改め、同条第三項中「七六、二〇九」を「九五、八三三」に、「四八、二一九」を「五八、二七七」に、「七四、二四九」を「九三、九八〇」に、「四七、〇〇〇」を「五七、一五〇」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙又は国民審査については、なお従前の例による。

昭和四十年二月十二日印刷

昭和四十年二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局